
次期ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

令和5年5月11日

須恵町外二ヶ町清掃施設組合

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	—	—	—	—	—	令和4年7月25日に公表された見積提案者募集要項等に係る質問回答の内容については有効との理解でよろしいでしょうか。	有効とはしません。本質問回答を有効とします。
2	2	—	—	—	用語の定義	No. 21協力企業にて「（設計・施工業務を行う者に地元企業を含める場合に限る）」とありますが、建築物の設計を行う企業及び建築物の施工を行う企業は、協力企業にて検討しておりますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
3	5	第2章	5	(2)	イ 事業用地面積	「事業用地面積 約95,000m ² 」とありますが、土壌汚染対策法に係る形質変更届は、本事業に先行して別途発注される造成工事の施工の際に申請されるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	第2章	8	(オ)	余熱利用管理業務	余剰電力の売電収入は本組合に帰属する。との記載がありますが、現制度を鑑みると【FIP制度】を活用されるとの理解で宜しいでしょうか。また、現制度を活用されるとの事であれば、【余剰電力の需給管理業務】は事業者側の業務範囲には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	FIP制度の活用を予定しています。 需給管理業務は事業者の業務範囲に含まれます。
5	9	第2章	10	—	民間事業者の募集及び選定の手順（予定）	運営事業者（SPC）設立には、手続き上、通常2ヶ月程度かかります。落札者決定（11月下旬）からSPC設立期間として2ヶ月間の猶予をいただき、事業契約仮契約締結を1月下旬とすることをご検討いただけないでしょうか。	落札者と協議します。
6	12	第3章	2	(3) (4)	エ 監理技術者 エ 管理技術者	「本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。」とありますが、専任期間は、各工種の現場着手時からであり、設計期間中は除くとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	12	第3章	2	(4)	本施設のプラントの設計・施工を行う企業	入札説明書P5に処理方式は【ストーカ式】と記載がある為、本項における参加条件も【ストーカ式】による実績との理解で宜しいでしょうか。	同項目ウに示す一般廃棄物処理施設の元請での納入実績をご理解ください。
8	12	第3章	2	(5)	本施設の運営を行う企業	入札説明書P5に処理方式は【ストーカ式】と記載がある為、本項における参加条件も【ストーカ式】による発電設備を有し、かつ複数の炉で構成されている一般廃棄物処理施設（焼却施設）の3年以上の運転実績を有すること。との理解で宜しいでしょうか。	同項目アに示す一般廃棄物処理施設（焼却施設）の運営実績をご理解ください。
9	13	第3章	4	(1)		事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立とありますが、落札者の決定から仮契約締結の期間が約1カ月程度と非常に短くなっていることから、当該期間を再考頂けないでしょうか。（2カ月程度を希望します）	No. 5の回答をご参照ください。
10	13	第3章	4	(2)	運営事業者の設立に関する要件	「無償で本施設内に設置することを認める。」とありますが、施設内での設置は設立時から可と理解して宜しいでしょうか。	既存施設への設置は不可です。 本施設への設置が可能となった段階から設置を認めます。設置時期に関しては協議によるものとします。
11	13	第3章	6	(1)	予定価格	予定価格の記載があります。貴組合からの内訳上限の提示額はなく、建設費及び運営費に関しては事業者提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	23	第5章	2	(7)	ウ 入札提案書類の使用等	「民間事業者の選定に関わる公表等」、「本事業の公表」とありますが、入札提案書類には民間事業者の営業秘密が含まれますので、入札提案書類を公表される場合は、事前にその内容について協議の上決定することとして頂きますようお願いいたします。	民間事業者と協議の上決定します。
13	27	第7章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	正本1部、副本2部とありますが、正本は印鑑などを押印した原本を提出し、副本は原本の複写（コピー）を提出との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	27	第7章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	提出に関しては、ファイル表紙および背表紙に事業名及びグループ名を記載の上、正本および副本が分かるよう明示し、任意のファイル等での綴じ込みで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	27	第7章	2	(1)	参加資格確認申請時の提出書類	「参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第2号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ」とありますが、所定の順番とは、入札説明書24頁 1 参加資格確認申請書類に記載の（1）～（12）の順番との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	31	別紙1	—	—	事業スキーム（例）	構成企業のうち運営事業者に出資する企業である構成員として、「設計企業」や「建築物建設企業」との記載がありますが、当事業スキームは例であり、構成員については構成企業より任意に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	32	別紙2	2	(2)	運營業務に係る対価	固定費Ⅲの対価の算定方法にて、「補修費用は運営期間（20年間）平準化した金額とする。」とありますが、各年度の補修内容が異なるため、各年度の補修費用も異なります。可能な限り平準化に努めますが、完全平準化とならないことをお認め頂きますようお願いいたします。	入札説明書のとおりとします。
18	33	別紙2	4	(1)	ア 設計・施工業務に係る対価	「本組合は国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合」とありますが国土交通省工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用改定について（令和4年6月17日初出運用）を適用しているとの認識で宜しいでしょうか。	ご提示のスライド条項を含め、国等からのスライド条項に係る通達等に準拠して対応することとします。
19	36	別紙3	1	—	フロー	「是正勧告（2回目）」の箇所に減額の説明書キがありますが「別紙3 2（4）…」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	36	別紙3	1	—	運営期間中の業務水準低下に関する措置	是正勧告（2回目）に「別紙5 2（4）運營業務委託料の減額等の措置」とありますが、「別紙3 2（4）」の誤りとの理解で宜しいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
21	38	別紙3	3	(1)	ア設計・施工期間	「設計・施工期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし」とありますが地域貢献金額の達成は各年度でなく設計・施工期間終了後の貢献金額の総額と提案金額の差との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	39	別紙3	3	—	地域経済への貢献金額未達成の場合の措置	貢献金額未達成時における算定式がありますが、提案金額とは各地元企業ごとの金額ではなく、提案する合計金額に対して未達成分が減額対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	39	別紙3	3	(1)	イ 運営期間	<p>提案した各年度の金額を下回った場合の措置として「当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない」とございますが、入札時に予定していた地元企業の事業撤退や地元雇用の予期せぬ退職などは運営事業者の責によらないとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>運営開始が入札時から4年半程度先になること、また運営期間が20年間という長期になることから、上記による減額リスクが地域経済への貢献を妨げる要因になりえます。地域経済への貢献を最大化する観点からも、お認めいただけますようお願いいたします。</p>	<p>事象が発生した段階で協議検討のうえ、運営事業者の責によるか否かは組合が判断します。なお、提案した事業内容が履行できるよう十分検討した上でご提案下さい。</p>

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第1部	第3章	第2節	3 本組合等が行う業務範囲 (1) イ 造成工事	「造成工事完了は令和6年7月末完成予定」とありますが、造成工事完了後に事業者が実施設計に係る地質調査を開始できるのは令和6年8月初旬という認識で宜しいでしょうか。また新規造成工事完了時期が遅延した場合、事業者による地質調査も遅延するため、工期延長頂けると考えて宜しいでしょうか。	地質調査開始可能時期はお見込みのとおりです。工期延長はできません。遅延した場合は民間事業者と協議により対策を講じます。
2	7	第1部	第3章	第2節	3 本組合等が行う業務範囲 (1) イ 造成工事	貴組合が実施する造成工事について、添付資料14造成設計が提示されていますが、本書内容では造成工事の範囲（貴組合造成範囲と本事業での工事範囲の境界線）および工事内容が不明瞭なため、貴組合が別途発注した造成工事の発注資料一式をご提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認められた入札参加者に提示します。
3	9	第1部	第3章	第3節	3 都市計画事項等 (9) 緑地	新規造成工事後の緑地面積、緑化率が分かる資料をご提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認められた入札参加者に提示します。
4	12	第1部	第4章	第1節	3-1 処理フロー	「リサイクルプラザからの可燃性粗大ごみ、可燃残渣等の運搬は組合が行う。」とありますが、運搬頻度や運搬する車両の内容をご教示頂けないでしょうか。	現施設における破碎後の可燃残渣等については、運搬車両は4tダンプ、台数及び運搬量は約1,400台/年、約976t/年です。月別の運搬実績は、入札参加資格確認後、参加資格があると認められた入札参加者に提示します。
5	12	第1部	第4章	第1節	3-1 処理フロー	「可燃性粗大ごみは、受付・計量しリサイクルプラザ搬入後に次期ごみ処理施設へ搬入される。」とありますが、リサイクルプラザで一旦荷下ろし仕分けされたのち、貴組合が次期ごみ処理施設へ運搬するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	12	第1部	第4章	第1節	3-1 処理フロー	不燃ごみ、粗大ごみリサイクルプラザで処理とありますが、スプリング付マットレス、ソファ等の解体（可燃物回収）はリサイクルプラザにて行われるとの理解で宜しいでしょうか。次期ごみ処理施設にて行うとなる場合、搬入量はどの程度（月当り）になるかご教示頂けないでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	13	第1部	第4章	第1節 3	3-3搬入日時等※1	第2、第4日曜日の直接搬入可燃ごみはリサイクルプラザで受け入れ、保管するとありますが、当該作業は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。また、当該可燃ごみの運搬は貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	受付管理業務は本業務範囲内です。リサイクルプラザ受入後は本業務範囲外です。
8	13	第1部	第4章	第1節	3-3 搬入日時等	「※2 年末、年始等においては搬入時間帯を延長する場合がある。」とありますが、計画されている具体的な搬入日と搬入時間帯をご教示頂けないでしょうか。	具体的な計画はありません。住民の排出状況により、搬入時間帯を延長する場合があります。
9	16	第1部	第4章	第2節	(3) 計画ごみ質	ご提示いただいた元素組成は基準ごみが対象であり、低質ごみ及び高質ごみについては事業者にて設定して宜しいでしょうか。	民間事業者において設定してください。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	17	第1部	第4章	第2節	2 主要設備方式の概要 (6) 薬品及び消耗品関係の貯留日数	「(5) 灰処理計画」に「1炉定格にて1週間程度は運転継続が可能となる計画とすること。」とありますが、薬品貯留日数についても同様に「1炉定格」運転時に必要となる量の7日以上を確保するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	18	第1部	第4章	第2節	2 主要設備方式の概要 (7) 主要設備方式（基本条件）	「飛灰処理設備について、再資源化処理：・・・粉粒体運搬車で搬出」とありますが、想定される車輛の容量と積込時間をご提示頂けないでしょうか。	25m ³ 程度、1時間以内を想定しています。
12	18	第1部	第4章	第2節 2	(7) 主要設備方式 排水処理設備	クローズドシステムの採用も視野にとありますが、可能な範囲で再利用を徹底すること（要求水準事項ででない）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、積極的に再利用をしてください。
13	23	第1部	第4章	第3節	10 関係法令等の遵守 (20) 土壌汚染対策法	事業用地は土壌汚染対策法による土壌汚染のおそれは無いものと考えて宜しいでしょうか。また、予見できない土壌汚染が見つかった場合、費用および工期についてご協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	25	第2部	第1章	第1節	1-3 法定資格者の配置	本施設の設計について、管理技術者及び照査技術者を配置するとあり、その資格要件は建築士法による一級建築士とすることと示されていますが、ここで言われている管理技術者、照査技術者が行う管理、照査業務は土木建築工事に係るものを対象としており、プラント工事にかかるものは管理、照査対象外との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	30	第2部	第1章	第2節	1 供給条件 (5) 雨水	「再利用できない雨水は既設の排水路等を介して公共水域へ放流する。」とありますが、既設排水路の放流経路及び場内雨水排水設備計画の詳細（排水路、会所及び各設備断面等）が分かる資料を提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
16	30	第2部	第1章	第2節	1 供給条件	新たに設置する施設内第1柱の位置を、添付資料12の既設第1柱の位置とは異なる新設棟に近い場所で、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
17	31	第2部	第1章	第3節	2 作業日及び作業時間	「作業日は、[原則として土曜日、日曜日及び年末・年始を除いた日]とする。」とありますが、土日及び年末年始を除いた祝日は作業可能との認識で宜しいでしょうか。また、土日等休日での作業は貴組合に事前に申し入れれば作業可能との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	31	第2部	第1章	第3節	2 作業日及び作業時間	「作業時間は、[原則として午前8時から午後5時まで]とする。」とありますが、貴組合に事前に申し入れれば他の時間帯も作業可能との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	32	第2部	第1章	第3節	5 別途工事との調整	「敷地内において本組合が発注した別途工事の請負事業者との調整を率先して行い、工事が円滑に施工できるよう協力すること。」とありますが、別途工事とは貴組合発注の造成工事と考えて宜しいでしょうか。同工事以外に別途発注工事がある場合は、その工事の内容、時期をご教示頂けないでしょうか。	造成工事は別途工事に含まれます。それ以外の別途工事については現状において想定される工事はありません。別途工事が発生した段階で協議します。
20	32	第2部	第4章	第3節	4 環境保全 (3) 掘削土砂	「掘削土砂は、工事範囲内において可能な限り利用すること。」とありますが、掘削土砂を場外搬出する場合、事業地内の土壌は土壌汚染対策法に準じた調査により汚染のないことが確認された土壌と考えて宜しいでしょうか。 また、万一事業地内の土壌に汚染が確認され、汚染された残土を処分する必要が生じた場合は、その処分および運搬に加え、掘削時に生じる対策に係る費用について、ご協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	33	第2部	第1章	第3節	7 工事範囲 (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設電気・計装設備工事 ア 電気設備	リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟等への配電切替工事を計画するため、既設プラント電気関連図面を一式をご提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認められた入札参加者に提示します。
22	37	第2部	第1章	第3節	10 工事施工 (13) テールアルメ擁壁	「テールアルメ擁壁の擁壁範囲、ストリップ直上範囲の用途制限に留すること。」とありますが、本擁壁に係る建築制限範囲を提示頂けないでしょうか。 また、本テールアルメ擁壁は建築基準法上の工作物申請等の許認可はされているものとの理解で宜しいでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認められた入札参加者に提示します。 また、本テールアルメ擁壁の建築基準法上の工作物は、手続きを行い、許可済です。
23	39	第2部	第1章	第5節	1 試運転 (8) 試運転期間中	「試運転期間中の電力会社との契約は建設事業者が行うこと。」とありますが、これは買電に係る契約のことであり、試運転期間中の売電の契約は発注者にて行うものと理解して宜しいでしょうか。	民間事業者の業務範囲です。
24	42、43	第2部	第1章	第6節	1-6 性能試験の測定項目 表 性能試験の項目と方法 (1) (2)	引渡性能試験の測定項目のうち第三者機関で実施する項目については、P40 1-2 引渡性能試験 (2)イ に記載の「処理量を確認するため各炉連続24時間以上の試験」と同日に実施するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	43	第2部	第1章	第6節	1-6 性能試験の測定項目 表 性能試験の項目と方法 (2)	飛灰処理物の重金属等とダイオキシン類については、採取箇所が混練機出口となっており、この場合各炉毎の計測は困難であることから、測定頻度は予備性能試験、引渡性能試験、それぞれ1検体/日以上、2検体/日以上、と読み替えても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	43	第2部	第1章	第6節	1-6 性能試験の測定項目 表 性能試験の項目と方法 (2)	焼却灰の測定項目の採取場所が灰押出装置の入口付近とありますが、水分による影響を補正した上で灰押出装置出口で採取するものとして宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	46	第2部	第1章	第7節	3 契約不適合検査	契約不適合検査の対象は施工の2年間のみと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
28	46	第2部	第1章	第7節	3 契約不適合検査	「契約不適合責任期間中、年1回ごとに、建設事業者の負担において、契約不適合検査を行うこと。なお、検査内容については、施設の引渡前に契約不適合検査要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。」とありますが、検査時期及び回数に関しては契約不適合検査要領書に記載した承諾を得る事で良いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	48	第2部	第1章	第8節	1 基本設計図書	建設事業者は、契約後直ちに本事業の入札に関して提出した事業提案書類をもとに、本組合と十分協議のうえ、指定する期日までに、基本設計図書として取りまとめ提出することとありますが、本図書の提出時期（契約後の期間）を提示頂けないでしょうか。	落札者と協議の上決定します。
30	52	第2部	第1章	第9節	4 工場試験検査の立会	「本組合が指定した機器」とありますが、建築設備機器は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	60	第2部	第2章	第1節	6 ポンプ (5)	「ポンプ吸い込み、吐出側には圧力計（連成系）を取り付けること。」とありますが、吸い込み側への設置は、主要なポンプのみで、事業者提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。	提案を可とします。
32	62	第2部	第2章	第1節	9 その他 (17)インバータ機器	インバータは瞬停再始動機能を有することを以て、瞬時停電対策品とさせて頂いて宜しいでしょうか。	提案を可とします。
33	64	第2部	第2章	第2節	1 計量機 (5)特記事項 ア	「夜間収集、早朝収集のごみの搬入などを考慮し、カメラ認証、ICカード対応等により、自動化、無人化し円滑な計量が行えるよう最新のシステムで設計すること。」とありますが、キャッシュレス決済を導入した場合の手数料は貴組合で負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	70	第2部	第2章	第2節	2-5 ごみピット (5) 特記事項 ナ 付属設備	付属設備として、底部点検用梯子及び取付用フックをもけることとありますが、72頁2-6 (3) チ (コ) に記載の転落者救出装置（ゴンドラ）で代用するものとして宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
35	73	第2部	第2章	第2節	2-6 ごみクレーン (4) 特記事項 ト クレーン点検・補修時	クレーン点検・補修時に、クレーン操作室との連絡を可能にするための通信装置は、トランシーバを使用することでも宜しいでしょうか。	提案を可とします。
36	75	第2部	第2章	第2節	2-10 脱臭装置 (5) 特記事項 ア 換気回数	「基準ごみ運転時に必要な押込空気量以上もしくはごみピット室の換気回数1回/h以上の能力とすること。」とありますが、必要な押込空気量は1炉分と考えて宜しいでしょうか。	2炉分としてください。
37	92	第2部	第2章	第4節	7 連続ブロー装置 7-1 缶水連続ブロー装置及び缶水連続測定装置	「復水についても、温度とpHを連続測定するために設ける」とありますが、7-2 サンプリングクーラでは、缶水用、給水用のサンプリングクーラを設置する記載となっています。温度とpHを連続測定するのは、缶水と給水との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
38	114	第2部	第2章	第6節	3 場外余熱供給設備	「将来余熱利用施設へ熱(蒸気、高温水又は温水)を供給するために必要な予備ノズル(フランジ等)を設けること。供給熱量[2GJ/h]。」とありますが、予備ノズル(フランジ等)の設置のみで、供給熱量2GJ/hは蒸気収支に含まないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	117	第2部	第2章	第7節	5 誘引送風機 (3) 主要項目	「エ 主要材質」にてケーシングは「耐硫酸露点腐食鋼」とありますが、本事業はDBO方式であることから、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、材質については事業者提案とさせていただきますか。	要求水準書のとおりとします。
40	118	第2部	第2章	第7節	5 誘引送風機 (3) 主要項目 コ 付属機器	「(イ) 冷却水供給設備」とありますが、実績を考慮し、空冷式を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
41	119	第2部	第2章	第7節	8 煙道ダンパ (3) 主要項目	「ア 主要材質」にてケーシングは「耐硫酸露点腐食鋼」とありますが、本事業はDBO方式であることから、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、材質については事業者提案とさせていただきますか。	要求水準書のとおりとします。
42	123	第2部	第2章	第8節	2 灰押出装置 (8) 特記事項 ス 重金属固定薬剤等添加装置	「重金属固定薬剤等添加装置を設けること。」とありますが、焼却灰は資源化処理を行うため、用役費に重金属固定薬剤費用は見込まなくても良いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	123	第2部	第2章	第8節	2 灰押出装置 (8) 特記事項 ス 重金属固定薬剤等添加装置	「重金属固定薬剤等添加装置を設けること。」とありますが、飛灰処理用の重金属安定化剤添加装置と兼用としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
44	128	第2部	第2章	第8節	8 飛灰貯留槽 (3) 主要項目 ウ 見掛比重	見掛比重[0.3t/m3]とありますが、他施設での実績を考慮し、事業者提案とさせていただきますか。	要求水準書のとおりとします。
45	128	第2部	第2章	第8節	9 飛灰定量供給装置 (1) 形式	型式は、[テーブルフィーダ式]とありますが、機能性、経済性を考慮し事業者提案とさせていただきますか。	要求水準書のとおりとします。
46	132	第2部	第1章	第9節	給水設備	「現在、ごみ固形燃料化施設から行っているリサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟への給水は、本施設から行うものし、各施設へ給水を行う上で必要となる切替工事等も本事業の対象とする。」とあり、既設各棟への給水切替点が検討できる設備詳細図及び既設各棟間の給水系統が判る資料を提示頂けないでしょうか。(プラント系、生活系、井水系とも)	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
47	132	第2部	第1章	第9節	給水設備	「（受水槽の更新等を含む）」とありますが、この受水槽とは今回建設する施設に設ける受水槽を示すものであり、既存の各施設にある受水槽を示すものではないと考えて宜しいでしょうか。 また、受水槽容量の算定に必要な、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟での必要容量を各施設毎にご教示頂けないでしょうか。（プラント系、生活系、井水系とも）	お見込みのとおりです。 必要容量は、入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
48	132	第2部	第1章	第9節	給水設備 1 所要水量	添付資料16に管理棟の上水使用量をご提示頂いておりますが、工房棟についても管理棟の使用量に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。 また、各施設での上水、井水の年間所要水量は2018年度～2021年度実績の平均量で見込むとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	132	第2部	第1章	第9節	給水設備 1 所要水量	リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の水道使用料金は貴組合所掌であり、基本料金は事業者範囲との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	133	第2部	第2章	第9節	1 所要水量 (1) 特記事項 エ 洗車場、床洗浄	「洗車場、床洗浄の水源は井水を利用すること。」とありますが、再利用水を提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
51	133	第2章	第9節	—	1 所要水量 (1) 特記事項 オ 井水の利用	「井水の利用に際しては、篠栗町地下水の採取に関する条例を遵守すること。」とありますが、井水の使用上限があればご教示頂けないでしょうか。	使用上限はありません。新設する場合は、篠栗町地下水の採取に関する条例（平成27年3月23日条例第1号）に基づき届出が必要になります。
52	133	第2部	第2章	第9節	1 所要水量 (1) 特記事項 ウ 井水取水位置	「井水取水位置の送水ポンプ及び受水槽までの配管工事は本工事に含むものとする。」とありますが、敷地内に井戸を新設した場合は不要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書では、現在の井戸を使用するようになっておりますので汲み上げに係るポンプの新設は必要ありません。それ以降のルート変更に係る新規配管布設が必要となります。 井戸の新設を行う場合は、新規井戸の掘削、ポンプの設置及び新規配管の布設が必要となります。 また、篠栗町地下水の採取に関する条例（平成27年3月23日条例第1号）に基づく届出及び管理（水質検査年1回以上、採取量の記録）も必要となります。
53	137	第2部	第1章	第10節	排水処理設備 (4)	「現在、ごみ固形燃料化施設で行っているリサイクルプラザのプラント、プラザ・管理棟、工房棟等の排水の処理を本施設で行うものとする。」とありますが、リサイクルプラザのプラント、プラザ・管理棟、工房棟の下水道料金は事業者範囲との理解で宜しいでしょうか。	リサイクルプラザのプラント、プラザ・管理棟、工房棟の下水道料金は、組合が負担します。
54	137	第2部	第1章	第10節	排水処理設備 (4)	「現在、ごみ固形燃料化施設から行っているリサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の排水の処理を本施設で行うものとする。これに伴い、これに伴い、排水処理を行う上で必要となる切替工事等も本事業の対象とする。」とありますが、既設各棟への排水切替点が検討できる設備詳細図及び既設各棟間の排水系統、流入排水の水質が判る資料を提示頂けないでしょうか。（プラント系、生活系とも）	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
55	140	第2部	第2章	第10節	4 処理水槽、ポンプ類 仕様	処理水槽に「有機系排水処理槽」、[生物処理槽]とありますが、下水道放流基準を満足することを前提に必要に応じて設置と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
56	142	第2部	第2章	第11節	1-1 雑用空気圧縮機 (4) 特記事項 エ 兼用提案	「他の同等条件で使用する空気圧縮機との兼用提案可能とする。」とありますが、計装用空気圧縮機の必要空気性状を満足する場合、計装用空気圧縮機と兼用として宜しいでしょうか。	兼用を可とします。
57	146	第2部	第2章	第11節	4-7 臭気の常時モニタリング装置 (5) 特記事項 ウ 設置場所	臭気モニタリング装置の設置について、添付資料15の★1、2以外の施設周辺を計測する★3、4に関しては、信号連携可能であれば、既設を流用しても宜しいでしょうか。	既設を撤去し、新設としてください。
58	146	第2部	第2章	第11節	4-7 臭気の常時モニタリング装置 (5) 特記事項 ウ 設置場所	添付資料15の既設臭気モニタリング装置に関して、各設置場所（★3～4位置）近傍には電源が来ているかと推察しますが、その電源電圧をご教示頂けないでしょうか。また、その電源を今回使用させて頂くことは可能でしょうか。	電源電圧は100Vです。使用可とします。
59	150	第2部	第2章	第11節	10 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備 (2) 特記事項 イ 増設	「急速充電設備の増設を踏まえた仕様とするとともに、設置スペース、配管スペースを確保すること。」とありますが、増設する急速充電設備は何台分の設置を想定されていますでしょうか。また、増設する場合は計画した駐車場の範囲内との理解で宜しいでしょうか。	増設する台数は事業者提案とします。 増設する場合は駐車場の範囲内とします。
60	151	第2部	第3章	第1節	1-1 概要 (6)	「現在、ごみ固形燃料化施設で行っているリサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟等への送電は、本施設から行うものとする。」とありますが、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の使用電力量(kwh/h)と1日あたりの使用時間、年間使用日数、年間使用電力量(kWh/年)を提示頂けないでしょうか。また、今回の電力収支にも、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の使用電力を考慮するとの理解で宜しいでしょうか。	使用電力量等は、入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。 電力収支への反映はお見込みのとおりです。
61	156	第2部	第3章	第1節	5 低圧配電設備	貴組合の電気料金ご負担所掌については、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の3カ所という認識で宜しいでしょうか。	本施設で発電した電力の供給に関しては民間事業者、整備補修時等、本施設で発電を行わない場合の電気料金の負担は本組合とします。
62	157	第2部	第3章	第1節	6 低圧動力設備	「インバータ容量は所要電動機容量よりも1ランク上位の容量のものとする」とありますが、機器性能を十分満足することを前提に適切なインバータ容量を選定するものとして宜しいでしょうか。	提案を可とします。
63	158	第2部	第3章	第1節	6 低圧動力設備 6-1 低圧動力制御盤 (コントロールセンタ) (4) 主要機器	コントロールセンタ(モータ負荷)の電流計は、指針型よりも視認性の良いデジタル表示方式でも宜しいでしょうか。	提案を可とします。
64	158	第2部	第3章	第1節	6 低圧動力設備 6-1 低圧動力制御盤 (コントロールセンタ) (4) 主要機器 キ 電流計	現場制御盤前面に付ける電流計(赤針付)は、主要機器のみ設置とさせて頂いても宜しいでしょうか。	可とします。
65	159	第2部	第3章	第1節	6-3 現場操作盤 (1) 形式	現場操作盤の形式は、鋼板製屋内閉鎖垂直自立形・壁掛形・スタンド形とありますが、同等の機能を有するアルミダイカスト製コントロールボックスとさせて頂いても宜しいでしょうか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
66	160	第2部	第3章	第1節	7-1 非常用発電設備	「非常用発電機は、1炉立上げが可能かつ、順次2炉目が運転できるような容量とすること」と記載されていますが、非常用発電機容量は、1炉を立ち上げた後、蒸気タービン発電機を併入し、自立運転により2炉目が運転できるまでに必要な容量という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	171	第2部	第3章	第2節	3-3 周辺機器（管理用コンピュータシステム） (1)管理端末	管理用コンピュータシステム管理端末の用途について、ご教示頂けますでしょうか。	組合事務室や大会議室、SPC事務室などで遠隔監視するための端末です。
68	174	第2部	第3章	第2節	5-1 気象 (6)特記事項 イ 除湿機	除湿機を設置することとありますが、スペースヒータ等で結露対策を実施することでも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	175	第2部	第3章	第2節	5-2 排ガス分析装置 (1)SOx NOx CO O2分析装置 キ 特記事項 (イ)測定レンジ	測定レンジについて、瞬時値1000ppmまで測定出来る成分はCOのみという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	183	第2部	第4章	第2節	1-2 工場棟平面計画 (1) 受入供給設備 イ プラットホーム（工場棟） (タ) プラットホーム監視室	「プラットホーム監視室及びダンピングボックス付近に手洗い場を設置すること。」とありますが、プラットホーム監視室及びダンピングボックス付近の手洗い場はプラットホーム便所の手洗いを代用する考えでも良いでしょうか。	便所用とは別途設置してください。
71	183	第2部	第4章	第2節	1-2 工場棟平面計画 (1) 受入供給設備 イ プラットホーム（工場棟） (ソ) 車両落下防止ワイヤー	「車両落下防止ワイヤーを設置すること。」とありますが、67頁(8)ウのごみ搬入車の転落防止装置として床面の車止め及び垂れ壁や転落防止バー等を設置することも記載されています。車両転落防止対策として、いずれかの方法にて転落防止対策を行えばいいものとの理解で宜しいでしょうか。	P183、1-2、(1)イ(ソ)は削除とし、P67、(8)ウに示す転落防止対策を講じてください。
72	189	第2部	第4章	第2節	1-3 管理部門平面計画 (3) 多目的ルーム	「実験、体験等を通して環境学習ができる多目的ルームを設ける。」とありますが、納入すべき備品、什器等が計画できるよう具体的にどのような利用をお考えか具体的にご教示頂けないでしょうか。また、多目的スペースとし部屋としないことも可能でしょうか。	事業者提案とします。
73	193	第2部	第4章	第2節	2-5 一般構造 (6) 建具 ク 窓建具	「窓建具は原則としてアルミ製とすること。見学者用窓、玄関扉はステンレス製とすること。」とありますが、見学者用窓で防火区画の特定防火設備の場合は、鋼製としても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
74	201	第2部	第4章	第3節	3 雨水排水路 (3)特記事項 ア 管内流速	本計画では接続する既存側溝の管底高さに制限があり、又「福岡県 林地開発許可申請の手引き」には管内流速の規定は特になく、0.6～1.5m/s管内流速の仕様については、「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」記載の汎用的な流速の範囲である0.6～3.0m/sの範囲とさせて頂けないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、流速は、基本的な規定であり、現状に応じた適用とします。（法面の縦排水等の物理的に困難な排水路は、適用外）

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
75	202	第2部	第5章	第3節	5-3 フェンス (3)特記事項 ア	「本組合が実施する造成工事において仮設のフェンスを設けている箇所は、建設工事期間中の利用を可とする。建設工事が完了するまでに仮設のフェンスは全て解体撤去すること。」とありますが、撤去費用算出のため仮設フェンスの仕様、設置個所をご教示頂けないでしょうか。現段階で設置範囲の提示が不可能な場合は、造成工事での仮設フェンスについては造成工事完了後、貴組合にて解体撤去頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。 解体撤去費用は、民間事業者の業務範囲です。
76	203	第2部	第4章	第4節	1-1 給水設備 (1) 計画	「プラント用水、生活用水は、既設の上水道管から上水を引き込むこと。」とありますが、既設メーター以降より分岐と考えて宜しいでしょうか。その場合、既設メーター口径を御教示ください。	既設メーターの手前で、解体を踏まえて工事に支障のない位置で分岐してください。 既設配管の口径はφ75です。
77	203	第2部	第4章	第4節	1-1 給水設備 (1) 計画	既設井戸の仕様（口径、深さ、井戸構造等）が判る資料をご提示頂けないでしょうか。また、「既設井戸から井水を引込むこと。」とありますが、設備系統の切替及び恒久的な維持管理を踏まえ検討した結果、必要に応じ本工事にて新設井戸を設けることは可能でしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。井戸を新設することは可能ですが、篠栗町地下水の採取に関する条例（平成27年3月23日条例第1号）に基づき届出が必要になります。
78	204	第2部	第2章	第4節	1-2 衛生設備 (1) 特記事項 イ 各衛生機器	「各衛生陶器の必要器具個数の算定については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事標準仕様書（最新版）によること。」とありますが、空気調和・衛生工学便覧に記載ある衛生器具個数算定にて算出と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
79	204	第2部	第2章	第4節	1-3 排水設備 (1) 計画 イ	添付資料17 排水処理フローにおいて既設建物のプラザ管理棟生活排水、リサイクルプラザ生活排水が汚水、雑排水分流となっていますが、既存排水設備が分流となっていると考えて宜しいでしょうか。	既存施設は分流ではありません。 添付資料17の修正版を入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
80	211	第2部	第4章	第5節	3-1 照明設備 (5) 照明器具 キ	「工場棟内の見学者通路と居室の器具は埋め込み型（ルーバー付、但し倉庫等は除く）を原則とし、省エネ対策を講じること。」とありますが、ルーバー付は映り込み対策を講じる観点から中央制御室及びクレーン操作室のみと考えて宜しいでしょうか。	ルーバー付は中央制御室及びクレーン操作室のみで可としますが、見学者等が使用する通路及び居室はデザイン性も重視してください。
81	213	第2部	第5章	第5節	4-1 電話設備 (4) 構内PHS電話機	PHS電話機については公衆PHSのサービス終了に伴い、PHS端末や基地局の入手が困難になっていくことが予想されます。本設備に替わる無線設備等を採用するものとして宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
82	213	第2部	第5章	第5節	4-1 電話設備 (4) 構内PHS電話機 イ	「PHSアンテナは本施設及び敷地内全てをカバーすること。」とありますが、既設建屋内は建屋形状、配線ルートが不明の為、設置位置、配線ルートが分かる既設図面をご提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
83	215	第2部	第4章	第5節	4-2 放送設備 (7) 特記事項 カ	「非常放送用と一般放送用設備を兼用してもよい。非常放送優先とすること。」とありますが、非常放送の設置義務が無い場合、一般放送のみとして宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
84	215	第2部	第4章	第5節	4-2 放送設備 (7) 特記事項 ク	「放送は、本施設、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟の3施設で同時放送ができるように必要に応じ既存放送設備の切替工事を行うこと。（既設の交換機は管理棟に設置されている。）」とありますが、設備取合、切替等の設計を進めるため既存施設の放送設備詳細が分かる図面等をご提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
85	215	第2部	第4章	第5節	4-4 電気時計設備	親子式電気時計となっておりますが、維持管理が容易な自動時間校正機能付きの電波時計を採用することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
86	215	第2部	第4章	第5節	4-6 自動火災報知設備	リサイクルプラザ、プラザ・管理棟と移報連携を検討に必要な自動火災報知設備詳細がわかる図面等をご提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
87	217	第2部	第5章	第1節	工事概要	本既存施設に係る切替工事に計画を行うに当たり必要既設各施設の図面、資料をご提示頂けないでしょうか。 ・給排水設備（プラント系、生活系、井水系） ・電気設備（プラント系、生活系） ・既設リサイクルプラザ建築関連図（意匠、構造、設備）	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
88	217	第2部	第5章	第2節	工事方針（6）	「切替工事等に伴い更新、解体撤去が必要となる場合、安全性・環境性に配慮した工法、工程を計画すること。なお、撤去されたものについては、可能な限り再利用するものとし、再利用できないものは適正に処理・処分すること。」とありますが、既存施設の外壁等の下地塗装、内装材にはアスベストの含有はないものと考えて宜しいでしょうか。過去の改修工事等で「既設の石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査結果」があればご提示頂けないでしょうか。	アスベストの含有はありません。
89	218	第2部	第5章	第3節	4 計装設備	「リサイクルプラザの運転状況の監視、故障、異常、火災の把握が行えるよう必要な切替工事を行うこと」とありますが、信号取合点の場所、必要点数、信号種別をご教示頂けないでしょうか。また、信号取合点までの配線および配管工事は事業者範囲、信号取合点に必要な各種信号を出力する既設リサイクルプラザ設備の改造等は、貴組合所掌という理解で宜しいでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。 また、既設の設備改造を含めて事業者範囲となります。
90	218	第2部	第5章	第4節	渡り廊下設置工事	「渡り廊下は、リサイクルプラザとプラザ・管理棟を結ぶ既存渡り廊下との接続を基本とするが提案も可とする。」とありますが、リサイクル棟への接続について、リサイクル棟3階の倉庫部分を改修し、渡り廊下を接続する提案は可能でしょうか。	提案は不可とします。
91	218	第2部	第5章	第5節	既設計量棟解体撤去工事	新設計量棟の稼働開始時期と既設計量棟の解体撤去期間を考慮し、事業期間内の一定期間を仮設の計量設備にて運営頂くことは可能でしょうか。	可としますが、仮設計量棟の設置等に関しては民間事業者の負担とします。
92	218	第2部	第5章	第5節	既設計量棟解体撤去工事	「解体範囲は屋根、計量ピット等を含む。」とありますが、屋根を本事業にて有効に活用することを前提に、事業者提案として営繕補修の上、残置することは可能でしょうか。	屋根の残置は不可とします。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
93	222	第3部	第1章	第2節 1	(3)技術者の専任配置	運営開始後2年間以上は、現場総括責任者として配置とありますが、一方で入札説明書P12第3章2 (5) イにおいては3年以上専任で配置とあることから、参加資格条件としては「発電設備を有し、かつ複数の炉で構成されている一般廃棄物処理施設（焼却施設）の3年以上の運転実績を有する施設で、現場総括責任者として運転実績を有する専門の技術者を運営開始から3年以上専任で配置できること。」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	222	第3部	第1章	第2節	1 業務実施体制	「運営開始後2年間以上は、現場総括責任者として、発電設備を有しており複数の炉で構成されている一般廃棄物処理施設（焼却施設）での運転実績を有する専門の技術者を専任で配置すること。」とありますが、入札説明書12頁では運営開始から3年間以上となっています。どちらが正しいと理解すれば宜しいでしょうか。	No. 93の回答をご参照下さい。
95	222	第3部	第1章	第2節	2 本施設運営のための有資格者の配置	ごみクレーン運転員は、運転に必要なかつ適切な資格を有しておれば、「クレーン・デリック運転士免許の資格」に限定されないとの理解で宜しいでしょうか。	クレーン・デリック運転員は、「クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）」に基づく有資格者の配置をお願いします。
96	223	第3部	第1章	第3節 1	(5)運営マニュアル (6)運営業務実施計画書	運営マニュアルについては運営業務の開始3か月前までに提出とありますが、運営業務実施計画書の提出については毎年10月31日までとあることから、運営開始初年度についての運営業務実施計画書の提出については運営マニュアル同様に運営業務の開始3か月前までの提出との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
97	226	第3部	第1章	第4節 4	(3)次期運営事業者への引継ぎ等	最低3か月間の運転教育を行うこととありますが、当該期間は引継ぎ業務等も含めて運営業務期間内にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
98	228	第3部	第2章	第1節	2 ごみ処理手数料の収納など	「収納した料金は、その金額を本組合に報告した上で、本組合が定める方法によって本組合の指定金融機関へ払い込むものとする。」とありますが、徴収した料金は、徴収した日の次の営業日以降に貴組合指定金融機関へ振込むことで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、具体的な方法は、受注者と協議します。
99	228	第3部	第2章	第1節	1 受付管理 (1)	「9時から16時の間のごみ受け入れ時間内は、計量要員が対応できるようにすること。」とありますが、対応必要な搬入日と搬入時間帯は13頁の3-3 搬入日時等にある、直接搬入ごみの区分が対象との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	229	第3部	第2章	第2節	2 搬入管理 (1)	「プラットフォーム内及び本施設周辺において、要員を配置して、ごみ搬入車両を誘導・指示すること。」とありますが、夜間、早朝の時間帯を含めすべての時間帯において配置が必要でしょうか。搬入の無い時間帯は配置不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	229	第3部	第2章	第2節	2 搬入管理 (5)	「本組合は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみについて不定期に、搬入車両に対してプラットフォーム及びダンピングボックスにて展開検査を行う。運営事業者は、本組合が実施する展開検査に協力すること」とありますが、夜間搬入車両も同様に貴組合が主体で実施し、事業者は協力することで宜しいでしょうか。展開検査について、想定される回数（昼、夜夫々の月間、年間）をご教示頂けないでしょうか。	昼、夜それぞれ月1回、年12回を想定しています。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
102	229	第3部	第2章	第2節	4 適正処理	「家具に金属性の金具等がついている場合には、資源化できるよう解体、金具の回収、保管を行う」とありますが、解体した家具の実績数量は、月間でどの程度かご教示頂けないでしょうか。	家具は1,000個/月程度です。
103	231	第3部	第2章	第2節	8 施設運転中の計測管理	焼却灰の計測項目のなかで「灰分測定」とありますが、焼却灰中の灰分は「100-熱しゃく減量(%)」とも解釈できることから、この項目を省略しても宜しいでしょうか	要求水準書のとおりとします。焼却灰から不燃物などを差し引いた値を測定し割合を求めてください。
104	232	第3部	第2章	第2節	8 施設運転中の計測管理	振動の測定箇所、測定回数、測定方法、悪臭の測定箇所、測定方法は、43頁の表 性能試験の項目と方法 (2) の内容と同様と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	235	第3部	第2章	第4節	1 備品・什器・物品の調達・管理	「運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う範囲は、本組合の管理事務室、更衣室及び休憩室を除く全ての範囲とする。なお、建設工事において、本組合事務室、更衣室及び休憩室等の机、椅子、書棚等の備品・物品類は事業者が調達するものとする。」とありますが、ここにある「本組合事務室、更衣室及び休憩室等」とは既設の該当室を示すものではなく、188頁1-3管理部門平面計画の項に記載されている各室を示しているとの理解で宜しいでしょうか。また、その上で188頁1-3管理部門平面計画の項に記載されている各室に係る備品・什器・物品は運営事業ではなく、建設工事にて納入するものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	238	第3部	第2章	第5節	1 発電	「運営事業者は、焼却・・・本施設での利用を優先するとともに売電を行うこと。」とありますが、2 (2) に「売電契約は本組合が行い、余剰電力の売電収入は本組合に属する。」とあるとおり、売電契約は発注者にて行うとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、売電契約に係る手続きの支援をお願いします。
107	241	第3部	第2章	第8節	7 本施設に関わる施設見学以外の住民の施設利用	「新施設における住民への会議室の貸し出しなど本施設に関わる施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること。」とありますが、住民の施設利用頻度は月当たり日数又は回数ほどの程度に想定されていますでしょうか。	月1回程度を想定しています。
108	添付資料3	-	-	-	組合敷地全体	ごみ処理場の変更（篠栗町決定）計画図の赤線区画が、本事業における建築確認申請での敷地境界と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	添付資料4	-	-	-	地質調査結果	確認された廃棄物に係る廃掃法、土壌汚染法の手続きについては、全て貴組合所掌と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
110	添付資料4	-	-	-	地質調査結果	添付資料4は地質調査報告書の一部抜粋と思われますが、土質試験を含む既往地質調査報告書をご提示頂けないでしょうか。また廃棄物混じり土砂等の有機質土の可能性のある土層において、pH試験等の化学特性を把握するための試験を行っている場合は、試験結果をご提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
111	添付資料4	-	-	-	地質調査結果	ご提示の地質調査結果と現地状況に著しい差異があり、土工事、基礎工法や工程に変更が生じた場合の費用は別途協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	添付資料4	-	-	-	地質調査結果	環境基準を超える土壌汚染や埋設物が確認された場合の対策費用は、別途協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	添付資料14	-	-	-	造成設計	杭工法選定のため、造成工事で実施される盛土の土質及び最大粒径をご提示頂けないでしょうか。岩等の工事に支障の生じる可能性のあるものはないと考えて宜しいでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。 後半はお見込みのとおりです。
114	添付資料14	-	-	-	造成設計	標準断面図の注記に記載されている「テールアルメ設計図書」をご提示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
115	添付資料14	-	-	-	造成設計	造成部の設計地耐力をご教示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
116	添付資料14	-	-	1	造成設計	「埋設廃棄物は、全量撤去する。」の記載について、「埋設廃棄物」とは「添付資料4地質調査報告書」で確認された敷地内の廃棄物と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	添付資料14	-	-	1	造成設計	「補強土壁（テールアルメ工法/確認申請対応の大臣認定品）」は、平成10年国土交通大臣認定を受けた「テールアルメ擁壁」との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	添付資料14	-	-	4	造成設計	「○雨水排水計画の準拠基準は、「林地開発」とする。」とありますが、本敷地における貴組合による別途造成工事は林地開発許可（協議）の対象となる工事であるという認識で宜しいでしょうか。	造成工事は、林地開発許可（協議）の対象となる工事ではありません。ただし、既設雨水施設（既設水路/既設防災調整池等）が林地開発基準を準拠していることから、同基準の適用としています。
119	添付資料14	-	-	6	造成設計	造成工事における補強土壁背面盛土の法面保護完了までが別途造成工事の範囲と考えて良いでしょうか。またその仕様をご教示頂けないでしょうか。	お見込みのとおりです。 仕様は、入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
120	添付資料14	-	-	9	造成設計	雨水排水計画平面図に記載の流域界の内、進入路横の既設U600×600へ流入する流域範囲をご教示頂けないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。

入札説明書等に関する質問回答書（落札者選定基準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1章	2	(2)	ア、イ	技術（非価格）要素の定量化審査において、提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版）に記載された内容について評価するとありますが、入札説明書P28第7章 5（4）に記載の通り、技術提案書概要版（提案図書概要版）は定量化審査の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	7	第3章	4	(1)	入札価格の得点算定式	「5 総合評価値の算出方法」において、価格点の配点は40点との記載がございますので、価格点の上限は40点との理解で宜しいでしょうか。また、入札価格の得点算定式における「最低入札価格 \leq 定量化限度額の場合」の計算式では、40点を超えるケースが想定されます。その場合でも価格点の配点は40点が上限になるとの理解で宜しいでしょうか。	40点を上限とします。
3	8	第4章	—	—	非価格要素の定量化審査において審査する点	中項目の環境負荷の低減の小項目に【建/運】焼却残渣量の低減とあり、要求水準書122頁に飛灰は資源化が困難な場合に最終処分することを考慮しとありますが、飛灰を最終処分した場合の焼却残渣量の低減の提案について、評価されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（様式集）

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式第2号	—	—	—	参加表明書兼参加資格確認申請書	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式第3号	—	—	—	構成員及び協力企業一覧表	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	様式第4号	—	—	—	予定する建設事業者の構成	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	様式第4号	—	—	—	予定する建設事業者の構成	「次期ごみ処理施設整備・運営事業において、[]が設立を予定する」とありますが、[]にはグループ名を記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	様式第5号	—	—	—	参加資格確認申請書添付資料	消費税及び地方消費税、法人税に対する納税証明書は「その3の3」でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	様式第5号 [2/2]				本施設の運営を行う者	運転実績を有する専門の技術者を運営開始から3年以上専任で配置とありますが、要求水準書222頁では2年間以上専任で配置とされています。どちらが正しいとすれば宜しいでしょうか。	3年以上専任としてください。
7	様式第6号	—	—	—	委任状（代表企業）	委任状（代表企業）は構成員・協力企業が連名・押印する内容になっておりますが、各構成員・協力企業につき1枚ずつ代表企業代表者へ委任する形式も可能とさせて頂いても宜しいでしょうか。	可とします。
8	様式第8号	—	—	—	「入札説明書第3章2」に規定する実績	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	様式第8号-3	—	—	—	プラントの設計・施工実績	様式第5号[2-2]では、本施設のプラントの設計・施工を行う者の受注実績として「全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式）」「発電設備を有するストーカ式焼却施設」とストーカ方式に限定されておりますが、入札説明書12頁 第3章 2（4）ウでは処理方式は問われていないため、ストーカ方式以外の実績を記載することでも可能との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	様式第8号-3	—	—	—	プラントの設計・施工実績	「施設の処理方式については、要件を満足していることが確認できるような施設の処理方式を記述」とありますが、入札説明書12頁 第3章 2（4）ウでは処理方式は問われておりませんので、記入する施設の処理方式を記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	様式第8号-3	—	—	—	プラントの設計・施工実績	入札説明書12頁 第3章 2（4）ウにて「DBO方式又はBTO方式であること」とありますが、DBO方式又はBTO方式については様式8号-3には記載する必要はなく、実績を有していることが確認できる書類（入札説明書等）を添付することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（様式集）

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	第8号-5	③			技術者の配置に係る誓約書	運転実績を有する専門の技術者を運営開始から3年以上専任で配置となっておりますが、要求水準書222頁では2年間以上専任で配置となっております。どちらが正しいとすれば宜しいでしょうか。	3年以上専任としてください。
13	様式第15号-2-3				エネルギーの有効活用等	年間買電力量、年間売電力量には、リサイクルプラザ・プラザ管理棟、工房棟の年間消費電力量を見込んだ値を記載するとの理解でよろしいでしょうか。この場合のリサイクルプラザ・プラザ管理棟、工房棟の年間消費電力量をご提示願います。	お見込みのとおりです。年間消費電力量は、入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
14	様式第15号-2-3（別紙1）	—	—	—	電気関係調書	売電に係る契約の契約者は貴組合であることから、本項目の売電先及び売電単価は貴組合にてお示し頂けないでしょうか。また、貴組合にて単価をお示し頂けない場合は事業者にて想定単価を記載するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、売電契約は事業者の所掌範囲外であり、かつ将来の想定単価は不確実性が高いため、売電単価については非価格要素の審査対象外との理解で宜しいでしょうか。	売電単価は事業者にて想定して下さい。 売電契約は組合が行いますが、事業者は売電契約に係る手続きの支援をしてください。 売電単価は非価格要素の審査対象外です。
15	様式第15号-2-3（別紙1）	—	—	—	電気関係調書 ⑤発電量等（詳細）	契約電力量には、リサイクルプラザ・プラザ管理棟、工房棟に必要な電力量も見込むとの理解で宜しいでしょうか。その場合のリサイクルプラザ・プラザ管理棟、工房棟での必要契約電力量をご提示願います。	お見込みのとおりです。年間消費電力量は、入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
16	様式第15号-2-3（別紙1）	—	—	—	電気関係調書 ⑤発電量等（詳細）	使用電力、発電電力及び発電効率は、年間の平均値を記載するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式第15号-5-6（別紙1）	2			①地元雇用	審査の視点で「貢献金額及び雇用率」とありますが、例えば地元企業が雇用する人材を請負・派遣等の方法で地元住民を運転員に採用する場合、様式第15号-5-6（別紙1）で「運営期間中の地元企業の活用」と「地元雇用」で金額に二重計上が生じます。この場合は、「地元雇用」で計上し、「運営期間中の地元企業の活用」では地元雇用に係る金額以外を計上することで宜しいでしょうか。上記理解に誤りがある場合でも、二重計上を防ぐ形で評価方法をお示し頂けないでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	様式第15号-5-6（別紙1）	1			①地元企業への工事発注	〇〇工事発注と記載例がありますが、鉄筋工事との記載のみで企業名（1次、2次）の記載は必要ないものとの理解で宜しいでしょうか。又、ペナルティは各々でなく設計・施工期間終了後の貢献金額の総額と提案金額の差との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（リスク管理方針書）

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3～12	第3章			事業に係るリスク抽出シート	<p>本シートは、本事業のリスクに対する基本的な考え方を整理したものであり、各リスクに係る契約書の条文を全て記載することを目的としていないと理解しております。従いまして、リスクが顕在化した場合は「リスク管理方針書」に従って考え方を確認しつつ、具体的な処理については建設工事請負契約書及び運営業務委託契約書の各規定に従って行われるものとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>建設工事請負契約書及び運営業務委託契約書の内容と合致していないなど記載内容の確認が必要と考えられるものの一例を下記に列挙致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No. 20, 21, 36, 40, 45：「対象となる契約及び契約に含む内容等」の欄に建設工事請負契約書第22条第1項の履行期間の延長規定のみが記載されていますが、建設工事請負契約書第22条第2項に基づき、事業者が発生した追加費用は、貴組合にてご負担いただけるものと理解しております。 ・No. 27：「対象となる契約及び契約に含む内容等」の欄に建設工事請負契約第55条第1項第1号の規定が記載されていますが、性能未達については、建設工事請負契約第32条及び第32条の2、履行期間内に本工事等を完成できないときの損害賠償については建設工事請負契約第55条第5項が適用されると理解しております。 ・No. 28：試運転、引渡性能試験リスクとして契約不適合が記載されていますが、契約不適合責任は引渡し後の責任であり、試運転、引渡性能試験において、契約不適合責任の規定が適用されることはないかと理解しております。 ・No. 36：「事業者が負担するリスク等（対本組合）」の欄に「建設事業者の業務変更に係る経費の負担」との記載がありますが、No. 36 のリスク当事者は本組合となっていますので、「建設事業者の業務変更に係る経費の負担」の記載は「本組合が負担するリスク等（対事業者）」の欄になされるべきものと理解しております。 ・No. 36, 37：他の案件では、事業者の責めによらない、周辺住民等の反対運動、訴訟、要望等については全て発注者にてリスクを負担することとなっています。本事業そのものに関する周辺住民等の反対運動、訴訟、要望等や発注者が事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟、要望等は事業者の責めによらないものですので、全て貴組合にてリスクをご負担いただけるものと理解しております。 ・No. 42：建設事業者がリスク当事者となっておりますが、建設工事請負契約書第29条第2項に基づいて、貴組合がリスク当事者となるケースもあると理解しております。 	<p>リスク管理方針書の位置付けについては、お見込みのとおりであり、事業契約の内容の全てが網羅されているものではありません。具体的な処理は、事業契約を構成する各契約書に従います。</p>

入札説明書等に関する質問回答書（基本協定書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	5	8	3	—	事業契約の不成立	事業契約が不成立となった場合において、第5条第2項又は第6条第3項に基づき違約金を支払った場合は、本項に基づく違約金を支払う義務はないと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	6	10	3	(1)	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。 必要に応じて、落札者決定後、契約協議の中で協議します。
3	6	10	3	(4)	秘密保持	冒頭の「発注者と落札者につき」について、「と落札者」は不要ではないでしょうか。	落札者から開示する場合にも備えた条文となります。
4	6	10	4	—	秘密保持	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いいたします。	法令その他市の諸規定に基づく必要な措置であるため、原文のとおりとします。ただし、取扱いについては、必要に応じて落札者決定後の契約協議の中で、協議を行います。

入札説明書等に関する質問回答書（基本契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	4	1	—	入札説明書等の優先順位	質問回答書は各書類の質問回答が記載されたものですので、「～の間に齟齬がある場合、本基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、入札提案書類の順にその解釈が優先するものとする。」の部分は「～の間に齟齬がある場合、本基本契約（これに係る質問回答書を含む。）、建設工事請負契約及び運営業務委託契約（これらに係る質問回答書を含む。）、要求水準書（これに係る質問回答書を含む。）、入札説明書（これに係る質問回答書を含む。）、入札提案書類の順にその解釈が優先するものとする。」としていただけないでしょうか。	原文のとおりおします。 なお、各契約書（案）と質問回答書の内容との間に齟齬がある場合には、落札者と契約を締結する際に、質問回答書の内容を各契約書に反映します。要求水準書及び入札説明書と質問回答書の内容との間に齟齬がある場合には、質問回答書が優先となります。
2	1	6	2	—	特定建設工事共同企業体の組成	建設共同企業体協定書の原本証明付写しを発注者に提出するとありますが、発注者提出用に原本を作成する旨を建設共同企業体協定書に規定した場合、原本自体を提出することも宜しいでしょうか。	ご質問の場合には、原本の提出を認めます。
3	7	22	3	(1)	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	「6 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No. 2の回答を参照してください。
4	7	22	4		秘密保持	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きますようお願いいたします。	「6 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No. 4の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問回答書（建設工事請負契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	(4)	総則	不可抗力の定義について、「通常予見可能な範囲外のもの」とありますが、自然災害を事前に具体的に予見することは不可能であるため、契約の時点で具体的に予見して然るべきであったという特別な事情がない限り、自然災害に関しては不可抗力に該当するという理解で宜しいでしょうか。	事象発生時に内容や状況を確認のうえ、「通常予見可能な範囲外のもの」か否かを含め協議します。
2	1	1	3	—	総則	質問回答書は各書類の質問回答が記載されたものですので、「また、基本契約及び次の各号に定める書類及び図面の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、実施設計図書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。」の部分は「また、基本契約及び次の各号に定める書類及び図面の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約（これに係る質問回答書を含む。）、本約款（これに係る質問回答書を含む。）、要求水準書（これに係る質問回答書を含む。）、入札説明書（これに係る質問回答書を含む。）、実施設計図書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。」として頂けないでしょうか。	「6 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No. 2の回答を参照してください。
3	4	5条の2	2	(1) (2) (3)	著作権の譲渡等	実施設計図書には受注者の設計計算書、設計ノウハウ等が含まれており、そのような企業情報、秘密が公表又は第三者に開示された場合には、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、実施設計図書を公表する場合及び第三者に開示する場合は、その対象について協議の上決定することとして頂きますようお願いいたします。	必要に応じて協議します。
4	4	5条の2	2	(3)	著作権の譲渡等	実施設計図書には受注者の設計計算書、設計ノウハウ等が含まれており、そのような企業情報、秘密を自由に改変することは、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、実施設計図書を改変される場合は、改変する対象について、協議の上決定することとして頂きますようお願いいたします。	必要に応じて協議します。
5	8	10条の4	3	—	事前調査	「ただし、要求水準書等に定める現地調査を受注者が十分に実施していない等、受注者の責により当該瑕疵が判明しなかった場合は、この限りでない。」とありますが、受注後の調査により地中障害物等の瑕疵が判明したということは入札の前提条件が実態と合っていなかったと言えますので、これにより発生する追加費用及び損害については、発注者にご負担頂くのが合理的であると考えます。入札公告資料で示される情報と実態との間に相違があれば、これにより発生する追加費用及び損害は発注者にてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に規定のとおり、発注者が提示した内容（要求水準書、添付資料及び追加提示資料を含む）で不十分と判断される場合の追加調査は、受注者の業務範囲です。追加費用及び損害の負担は、当該瑕疵の内容や状況に加え、受注者事前調査の実施状況も踏まえて判断しますので、提示資料及び受注者事前調査による現状把握を十分に行ってください。
6	11	18	1	(1)	条件変更等	「要求水準書等の内容が一致しないこと」について、何と何が一致しないか明確でありませので、本号の修正をお願いできませんでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、「要求水準書等」は第1条第2項第11号に定義しているとおりであり、この内容が一致しないことを意味しています。
7	14	27	4	—	臨機の措置	「第29条」は「第30条」の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（建設工事請負契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8	16	30条の2	2	—	法令の変更	本条の対象は、「法令の変更により、本建設工事請負契約・・・に従って工事目的物の整備が出来なくなった場合その他本工事等の実施が不可能になったと認められる場合、本建設工事請負契約・・・に従って工事目的物の整備を行うにあたり損害、損失若しくは追加費用が生じた場合」ですが、法令変更は、入札時に具体的に予見できず、受注者の支配が及ばないものですので、本工事等に”直接関係する”か否かにかかわらず、発注者で費用を負担して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
9	17	33	1	—	請負代金の支払い	「第31条」は「第32条」の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	17	33	3	—	請負代金の支払い	「第31条」は「第32条」の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	17	34	1	—	部分使用	「第31条」は「第32条」の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	19	38	1	—	部分払	「部分払の請求は工期中1回を超えることができない。」とありますが、第40条にて各会計年度における支払限度額及び出来高予定額を定めることになっておりますので、各年度毎の出来高に対する部分払の請求は可能との理解で宜しいでしょうか。	本工事における部分払は、第42条の規定に従いますので、基本的には各年度毎の出来高に対する部分払の請求は可能です。
13	22	45条の2	1	—	性能保証責任	受注者は、引渡性能試験により所定の性能を確認し、発注者による検査合格後に施設を引き渡すこと、要求水準書に定める期間の契約不適合責任を負うこととなりますが、それに加えて、第45条の2が規定されていることの意図を分かりかねています。本項は、設計図書又は提案書に規定された性能を有する施設を建設すべきことを注意的に定めていると理解して宜しいでしょうか。	契約不適合責任には、要求水準書に定める性能保証事項も含まれますが、本条は、性能を有することを受注者が保証することをあらためて契約として明文化し、規定しています。
14	22	45条の2	2	—	性能保証責任	「前条第4項は、前項の規定による性能保証責任にも準用する。」の意味するところを分かりかねておりますので、ご教示頂けないでしょうか。	保証事項の性能が発揮されない場合における建設共同企業体の各構成員による共同連帯についてを意味しています。
15	26	55	7	—	発注者の損害賠償請求等	「前五項」とは、第2項から第6項を指すと理解していますが、「第2項に定める違約金」とありますので、「前五項」は「第2項」の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（建設工事請負契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
16	29	63	3	—	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	「6 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No. 2の回答を参照してください。
17	29	63	4	—	秘密保持	受注者の秘密情報が公開された場合、受注者の競争上の地位が害される恐れがありますので、受注者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きますようお願いいたします。	「6 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No. 4の回答を参照してください。
18	35	—	—	—	別紙2	建築士法上の工事監理者の配置は受注者の所掌範囲外との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問書（運營業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	1		総則	質問回答書は各書類の質問回答が記載されたものですので、「なお、基本契約、本約款、要求水準書等、提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。」の部分は「なお、基本契約、本約款、要求水準書等、提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約（これに係る質問回答書を含む。）、本約款（これに係る質問回答書を含む。）、要求水準書（これに係る質問回答書を含む。）、入札説明書（これに係る質問回答書を含む。）、提案書の順にその解釈が優先するものとする。」として頂けないでしょうか。	「6 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No. 2の回答を参照してください。
2	1	1	4	(3)	総則	不可抗力の定義について、「通常予見可能な範囲外のもの」とありますが、自然災害を事前に具体的に予見することは不可能であるため、契約の時点で具体的に予見して然るべきであったという特別な事情がない限り、自然災害に関しては不可抗力に該当するという理解で宜しいでしょうか。	「8 建設工事請負契約書（案）に関する質問に対する回答」No. 1の回答を参照してください。
3	3	5	7		業務遂行	住民協定を締結している場合、その内容を事前にご教示頂けないでしょうか。	住民との協定は、今後締結予定です。本事業に該当する協定内容については、受注者に提示します。
4	4	10	3		一括再委託等の禁止	「当該委託又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。」とありますが、内容によっては営業秘密に該当するものもありますので、開示する内容については都度協議とさせていただきますようお願いいたします。	発注者として確認が必要な内容については、本規定に基づき説明を求めます。
5	6	15	2		料金の徴収事務	徴収した料金は、徴収した日の次の営業日以降に貴組合指定金融機関へ振込むことで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、具体的な方法は、受注者と協議します。
6	8	23	4		処理不適合に係る取扱い	受注者が善管注意義務を果たしている場合、リスク管理方針書No. 55のとおり、発注者がリスクを負担することになると理解しています（その場合の発注者と受注者の帰責性の割合は、10:0）。他方で、本項には、「不可抗力に起因するもの」に関する定めがありますが、それはどのような事態を想定したものかご教示頂けないでしょうか。	前段は、受注者が善管注意義務を果たしていることを証明し、受注者の義務違反が100%ないと発注者が判断した場合はお見込みのとおりです。後段は、処理不適合の混入自体が不可抗力により生じた場合となります。
7	11	37	2		ごみ質	「受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、」とありますが、受注者の説明が合理的と客観的に認められる場合は、ご同意いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	当該事象発生時の状況等を踏まえての判断となります。
8	14	47	2		本事業終了後の取扱い	「受注者は、発注者の要請に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。」について、情報及び資料には営業秘密が含まれると考えられますので、提供を行うものは、事前に協議した上で決定することとして頂きますようお願いいたします。	必要に応じて協議します。
9	21	68	3		秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要とし頂けないでしょうか。	「6 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No. 2の回答を参照してください。
10	21	68	4		秘密保持	受注者の秘密情報が公開された場合、受注者の競争上の地位が害される恐れがありますので、受注者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きますようお願いいたします。	「6 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No. 4の回答を参照してください。